

平成29年度 北海道市町村振興協会資金（29年5月貸付）
に係る長期貸付金借入申込手続等

第1	貸付条件等	1
第2	貸付対象事業に係る留意事項	1
第3	提出書類等	2
第4	借入申込書類作成上の留意事項及び記入要領	2
1	長期貸付借入申込書(様式第1号)	2
2	長期貸付事業概要調書(様式第3号)	2
3	長期貸付借用証書(様式第6号)	3
第5	送金	4
第6	元利金払込通知書	4
第7	償還年次表	4
参考	公益財団法人北海道市町村振興協会資金貸付対象事業(例示)	5

様式第1号 「長期貸付借入申込書」

様式第3号 「長期貸付事業概要調書」

様式第6号 「長期貸付借用証書」

平成29年度 北海道市町村振興協会資金（29年5月貸付）に係る 長期貸付金借入申込手続等

当協会は、昭和55年度から市町村等が実施する公共施設整備に対し長期貸付を行っており、平成29年3月末現在の貸付残高は537億4,143万円となっています。

平成29年度事業計画書に定める資金貸付事業の貸付条件及び借入申込手続等は、次のとおりです。

第1 貸付条件等

1 貸付予定枠 45億円程度

2 貸付条件

(1) 貸付利率 年3%以内

貸付利率は本則3%ですが、29年3月貸付以降、貸付当日における「借入市町村が選択した償還期限と同一条件の財政融資資金の貸付金利（固定金利）」から0.3%を減じた利率、当該貸付金利が年0.4%以上0.7%未満の場合は年0.3%とし、上記にかかわらず、当該金利が年0.3%以下の場合には、当該貸付金利と同率とすることとしています。

(2) 償還年限 15年以内若しくは20年以内（うち据置期間 3年以内）

（注）「以内」となっているのは、5月期貸付において（最終）償還が3月に到来するため規定しているものです。

(3) 償還方法 半年賦元金均等償還

(4) 貸付限度額 原則1事業 5億円以内

(5) 貸付期日 平成29年5月25日（木）

3 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方財政法第32条（当せん金付証券の発売）に規定する公共事業で地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業とします。

第2 貸付対象事業に係る留意事項

1 長期貸付金の貸付資金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資としており、この収益金は地方財政法第32条（当せん金付証券の発売）の規定により、用途は公共事業等と限定されていることから、地方債の対象事業であっても貸付対象外となる事業があること。

貸付対象外の事業例

一般単独事業債の合併特例債における基金造成事業、財政健全化債・退職手当債などのいわゆる赤字地方債事業、臨時財政特例債事業 など

2 貸付対象事業の耐用年数が明らかに償還年限未満である場合は、繰上償還を避ける観点から貸付対象としないこと。

（例 マイクロバス、救急車等の車輛）

第3 提出書類等

1 提出書類

- (1) 長期貸付借入申込書（様式第1号） 1部
- (2) 長期貸付事業概要調書（様式第3号） 1部
- (3) 長期貸付借用証書（様式第6号） 1部
- (4) 起債届出書及び起債同意書又は起債許可書の写 1部
- (5) その他関係書類（施設の完成写真等） 1部

2 借入申込書及び事業概要書は、原則として貸付日の3週間前までに提出していただきます。

なお、長期貸付借用証書は、貸付を行うときに提出いただくことになっていますが、便宜上、借入申込書と同時に提出してください。

3 借入手続きに必要な提出様式は、当協会のホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。（http://www.do-shinko.or.jp/jigyoku_kikin.htm）

なお、長期貸付借用証書については必ず裏面に特約条項を印字してください。

第4 借入申込書類作成上の留意事項及び記入要領

1 長期貸付借入申込書（様式第1号）

- (1) 借入金額…算用数字(1, 2, 3…)を用いて、改ざんの余地が生じないようにしてください。なお、金額の訂正は、訂正印を用いても認められませんので、書き直しをしてください。
- (2) 資金の用途…貸付対象となる事業名を20字以内で記入してください。
- (3) 利率…当協会細則の貸付条件に定める利率であり、3%以内となります。（利率は5月中旬までに決定しますので、申込書の提出時において利率が未定の場合は、空欄としてください。）
- (4) 借入希望期日…当該年度の5月25日となりますが、当日が休日の場合は、その翌日又は翌々日となります。（平成29年度5月貸付は、平成29年5月25日（木））
- (5) 元利金の支払方法及び期日…当協会細則で定める償還方法であり
3年据置15年償還の場合は「3年以内据置、12年半年賦元金均等償還とし…」と、
3年据置20年償還の場合は「3年以内据置、17年半年賦元金均等償還とし…」となります。
- (6) 資金の交付を受ける銀行等の店舗…借入市町村等が当協会の資金の交付を受け入れる金融機関の店舗を記入してください。
また、同欄の「(口座名)」欄は口座名（氏名にフリガナを付してください）、預金種目、口座番号を正確に記入してください。

記入例

〇〇〇〇銀行 〇〇〇〇支店
フリガナ (口座名 〇〇〇市会計管理者 フリガナ 〇〇 〇〇 預金種目・口座番号 普通預金 *****)

- (7) 借入申込年月日…申込書類を提出する年月日を記入してください。
- (8) 借入申込者職氏名…市町村長等の職・氏名を記入し、公印を鮮明に押印してください。
- (9) 捨印…市町村長等の職・氏名欄に押印した公印と同一印を欄外の指定箇所(右側中段)に押印してください。

2 長期貸付事業概要調書（様式第3号）

- (1) 借入申込額…借入申込書の「借入金額」を千円単位で記入してください。
- (2) 借入希望期日…借入申込書と同一期日を記入してください。

- (3) **事業名**…借入申込書の「資金の用途」欄と同じ事業名（20字以内）を記入してください。
- (4) **地方債の協議等の状況**
- ア 事業区分…地方債計画の事業項目を記入してください。（例 一般単独等）
- イ 届出・同意（許可）（予定）額…記入の届出にあつては「届出分」欄に、起債協議の同意額（起債許可額）にあつては「第一次分（当初）」及び「第二次分（追加）」欄にそれぞれ区分して、千円単位で記入してください。
- ウ 同上資金区分…起債額の資金内訳であり、「銀行等引受」と「その他の資金」に区分して、それぞれの額を千円単位で記入してください。
- (5) **届出・同意（許可）年月日等**…届出にあつては届出日付を、同意（許可）のあつては同意（許可）のあつた日付及び通知番号（指令番号）を、「第一次分（当初）」及び「第二次分（追加）」に区分して、記入してください。
- (6) **予算中地方債に関する定め**…予算議決された限度額及び償還方法を記入してください。
- (7) **全体計画の概要**…起債計画書から必要事項を転記してください。
- (8) **本年度の工事等の施行状況、本事業の必要性及び事業効果等**…起債計画書等から必要事項を簡潔にわかりやすく記入してください。
- （注）事業費等は実績（決算）ベースで記入してください。
- (9) **同上財源内訳**
- ア 地方債…「協会資金」と「その他の資金」に分けて千円単位で記入してください。
- イ 国・道補助金…国庫補助金及び道補助金（地域づくり総合交付金を含む）の合計額を千円単位で記入してください。
- ウ その他…一般財源、寄付金及び受益者分担金等上記ア、イを除く財源を千円単位で記入してください。
- (10) **その他参考事項**…国庫補助金、道補助金の名称、補助基本額、補助率等補助金算出の内訳及びその他参考となる事項を記入してください。
- (11) **※印を付している欄**…当協会が使用しますので、記入しないでください。

3 長期貸付借用証書（様式第6号）

- (1) **金額**…算用数字(1, 2, 3…)を用いて金額の頭に¥を記入してください。なお、金額の訂正は、訂正印を用いてもできず、差し替えることとなりますので留意してください。
- (2) **資金の用途**…借入申込書の資金の用途と同じで、貸付対象となる事業名（20字以内）を記入してください。
- (3) **利率**…当協会細則の貸付条件に定める利率であり、3%以内となります。（利率は5月中旬までに決定し、当協会から別途通知します。借用証書の提出時において利率が未定の場合は、空欄としてください。）
- (4) **償還期限**…当協会細則の貸付条件に定めるとおり15年以内若しくは20年以内となります。
- （注）「以内」となっているのは、5月期貸付において最終償還が3月に到来するため規定しているものです。

平成29年度5月貸付の場合	貸付日	…	平成29年5月25日(木)
	償還期限15年の最終償還日	…	平成44年3月24日
	償還期限20年の最終償還日	…	平成49年3月24日

- (5) **据置期間**…当協会細則の貸付条件及び元利金支払日の定めるとおり、3年以内となります。
- （注）「以内」となっているのは、5月期貸付において最終償還が3月に到来するため規定しているものです。

平成29年度5月貸付の場合 貸付日 … 平成29年5月25日(木)
据置期間 … 平成32年3月24日

- (6) 元利金の支払方法及び期日…借入申込書と同一です。
- (7) 元利金の支払場所…借入市町村等の指定する金融機関で、借入申込書の「資金の交付を受ける銀行等の店舗」と同じ店舗を記入してください。
- (8) 借用年月日…借入申込書の借入希望日を記入してください。
- (9) 借入者の職氏名…借入申込書と同じにしてください。なお、借用日に借入権者（市町村長等）が交替することが明らかな場合は、新借入権者名による借用証書を提出してください。
- (10) 捨印…欄外の指定箇所(右側中段)に、訂正用の捨印を必ず押印してください。
- (11) その他…長期貸付借用証書は、必ず裏面に特約条項を印字してください。

第5 送金

貸付日に資金化できるよう、借入申込書に記入の金融機関口座に電信扱の方法により送金します。

第6 元利金払込通知書

長期貸付に係る元利金の払込については、その払込期日の2週間前までに元利金払込通知書（様式第9号）を送付しますので、これによって指定された銀行に払込んでください。

元利金払込通知書には、払込金額、払込期日及び払込指定銀行名等が記載されています。

なお、当協会の長期貸付に係る元利金の払込期日は、毎年9月24日及び3月24日と定めていますが、当日が休日にあたる場合は、払込期日はその翌日又は翌々日として当協会が指定します。

第7 償還年次表

償還年次表は、当協会が次の作成要領によって作成して、別途送付します。

償還年次表の作成要領(例)

- 1 借入金額 10,000,000円
- 2 利率 (年3%=例示)
- 3 借入年月日 平成29年5月25日
- 4 償還期間 15年以内若しくは20年以内 (いずれも据置期間3年以内)
- 5 元利金の支払方法及び期日
半年賦元金均等償還の方法により毎年度9月24日及び3月24日に支払う
- 6 据置期間中の利子額の算定 (償還年限15年の場合)

(1) 第1期の利子額

第1期に支払われる利子額は、第1期利子支払期日の直前の利子支払期日に該当する日の翌日から第1期利子支払期日までの中途に借り入れた場合には、借入日の翌日から第1期の支払期日までの日数に応じて年利率3%の割合による日割計算で算出します。

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入日の翌日から第1期利子支払期日までの日数}}{\text{第1期利子支払期日の直前の利子支払期日に該当する日の翌日から第1期利子支払期日までの日数}}$$

これを〔例〕の場合について計算すると、次のようになります。

$$10,000,000\text{円} \times \frac{0.03}{2} \times \frac{122 \text{ (平成29年5月26日から平成29年9月24日までの日数)}}{184 \text{ (平成29年3月25日から平成29年9月24日までの日数)}} \\ = 99,456.521 \dots \rightarrow \text{円未満の端数切り捨て} \rightarrow \underline{99,456\text{円}}$$

(2) 第2期～第6期の利子額

$$10,000,000円 \times \frac{0.03}{2} = \underline{150,000円}$$

毎期の利子額については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定により、円未満の端数を切り捨てます。

7 毎期毎の償還元金（償還年限15年の場合）

借入金額を元金償還期数で算出します。

なお、償還元金については、半年ごとの償還額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を合計して最終償還期日に償還するものとします。

(1) 第7期～第29期の償還元金

$$10,000,000円 \div ((15-3) \times 2) = 416,666.666\cdots \rightarrow \text{円未満の端数切り捨て} \rightarrow \underline{416,666円}$$

(2) 第30期（最終期）の償還元金

$$416,666円 + (10,000,000円 - 416,666円 \times 24) = \underline{416,682円}$$

8 未償還元金

借入金額から毎期の償還元金を順次差引いて算出します。（最終期には0になります。）

9 第7期～第30期の利子額

次の算式によって算出します。

$$\text{前期末未償還元金} \times \frac{0.03}{2}$$

10 毎期の償還元利金

毎期の償還元金と利子額の合算額です。

上記により、次ページのとおり償還年次表を作成します。

【参考】 資金貸付細則第3条（貸付対象事業の細目）関係

（別表） 公益財団法人北海道市町村振興協会資金貸付対象事業（例示）

規程 第4条 第1項 第1号 の事業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
規程 第4条 第1項 第2号 の事業	(1) 消防防災施設、自然災害防止施設、児童公園、老人福祉施設等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業 (2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 (3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) 生活環境の保全施設及び公害の防止に資するための事業 (5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (8) 上記のほか理事長が貸付事業として認める事業

（注）耐用年数が償還期限未満である車両及び設備等整備事業は対象外